参考資料24-2

関係条文

○端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）

第二章　責任の分界

（責任の分界）

第三条　利用者の接続する端末設備（以下「端末設備」という。）は、事業用電気通信設備との責任の分界を明確にするため、事業用電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。

２　分界点における接続の方式は、端末設備を電気通信回線ごとに事業用電気通信設備から容易に切り離せるものでなければならない。

第三章　安全性等

（漏えいする通信の識別禁止）

第四条　端末設備は、事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に識別する機能を有してはならない。

（鳴音の発生防止）

第五条　端末設備は、事業用電気通信設備との間で鳴音（電気的又は音響的結合により生ずる発振状態をいう。）を発生することを防止するために総務大臣が別に告示する条件を満たすものでなければならない。

（絶縁抵抗等）

第六条　端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。

一　絶縁抵抗は、使用電圧が三〇〇ボルト以下の場合にあつては、〇・二メガオーム以上であり、三〇〇ボルトを超え七五〇ボルト以下の直流及び三〇〇ボルトを超え六〇〇ボルト以下の交流の場合にあつては、〇・四メガオーム以上であること。

二　絶縁耐力は、使用電圧が七五〇ボルトを超える直流及び六〇〇ボルトを超える交流の場合にあつては、その使用電圧の一・五倍の電圧を連続して一〇分間加えたときこれに耐えること。

２　端末設備の機器の金属製の台及び筐体は、接地抵抗が一〇〇オーム以下となるように接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合にあつては、この限りでない。

（過大音響衝撃の発生防止）

第七条　通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な音響衝撃が発生することを防止する機能を備えなければならない。

（配線設備等）

第八条　利用者が端末設備を事業用電気通信設備に接続する際に使用する線路及び保安器その他の機器（以下「配線設備等」という。）は、次の各号により設置されなければならない。

一　配線設備等の評価雑音電力（通信回線が受ける妨害であつて人間の聴覚率を考慮して定められる実効的雑音電力をいい、誘導によるものを含む。）は、絶対レベルで表した値で定常時においてマイナス六四デシベル以下であり、かつ、最大時においてマイナス五八デシベル以下であること。

二　配線設備等の電線相互間及び電線と大地間の絶縁抵抗は、直流二〇〇ボルト以上の一の電圧で測定した値で一メガオーム以上であること。

三　配線設備等と強電流電線との関係については有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）第十一条から第十五条まで及び第十八条に適合するものであること。

四　事業用電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにするため、総務大臣が別に告示するところにより配線設備等の設置の方法を定める場合にあつては、その方法によるものであること。

（端末設備内において電波を使用する端末設備）

第九条　端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号（端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であつて、通信路の設定に当たつてその照合が行われるものをいう。）を有すること。

二　使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

三　使用される無線設備は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第四章　電話用設備に接続される端末設備

第二節　移動電話端末

（基本的機能）

第十七条　移動電話端末は、次の機能を備えなければならない。

一　発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

二　応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

三　通信を終了する場合にあつては、チヤネル（通話チヤネル及び制御チヤネルをいう。以下同じ。）を切断する信号を送出するものであること。

（発信の機能）

第十八条　移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合選択信号送出終了後一分以内にチヤネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。

二　自動再発信を行う場合にあつては、その回数は二回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（送信タイミング）

第十九条　移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

（ランダムアクセス制御）

第二十条　移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するランダムアクセス制御（複数の移動電話端末からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（タイムアラインメント制御）

第二十一条　移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアラインメント制御（移動電話端末が、移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（位置登録制御）

第二十二条　移動電話端末は、位置登録制御（移動電話端末が、移動電話用設備に位置情報（移動電話端末の位置を示す情報をいう。以下同じ。）の登録を行うことをいう。）に関する次の機能を備えなければならない。

一　移動電話用設備からの位置情報が移動電話端末に記憶されているそれと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、移動電話用設備からの指示があつた場合にあつては、この限りでない。

二　移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあつては、移動電話端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

（チヤネル切替指示に従う機能）

第二十三条　移動電話端末は、移動電話用設備からのチヤネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチヤネルに切り替える機能を備えなければならない。

（受信レベル通知機能）

第二十四条　移動電話端末は、受信レベルの通知に関する次の機能を備えなければならない。

一　移動電話用設備から指定された条件に基づき、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の指定された制御チヤネルの受信レベルについて検出を行い、指定された時間間隔ごとに移動電話用設備にその結果を通知するものであること。

二　通話チヤネルの受信レベルと移動電話端末の周辺の移動電話用設備の制御チヤネルの最大受信レベルが移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を移動電話用設備に通知するものであること。

（送信停止指示に従う機能）

第二十五条　移動電話端末は、移動電話用設備からのチヤネルの切断を要求する信号を受信した場合にあつては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

（受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能）

第二十六条　移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

（故障時の自動的な送信停止機能）

第二十七条　移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

（重要通信の確保のための機能）

第二十八条　移動電話端末は、重要通信を確保するため、移動電話用設備からの発信の規制を要求する

信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（移動電話端末固有情報の変更を防止する機能）

第二十九条　移動電話端末は、移動電話端末固有情報（移動電話端末を特定するための情報であつて、チヤネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。）に関する次の機能を備えなければならない。

一　移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二　移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

三　移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十条　移動電話端末の送出電力の許容範囲は、アナログ電話端末、又は自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの（以下「アナログ電話端末等」という。）と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、別表第四号のとおりとする。

（漏話減衰量）

第三十一条　複数の電気通信回線と接続される移動電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、一、五〇〇ヘルツにおいて七〇デシベル以上でなければならない。

（特殊な移動電話端末）

第三十二条　移動電話端末のうち、第十七条から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

第三節　インターネットプロトコル電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

一　発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

二　通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ（次条において「通信終了メッセージ」という。）を送出するものであること。

（発信の機能）

第三十二条の三　インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後二分以内に通信終了メッセ

ージを送出するものであること。

二　自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（識別情報登録）

第三十二条の四　インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

二　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあつては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

２　前項の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（ふくそう通知機能）

第三十二条の五　インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の六　インターネットプロトコル電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十二条の七　インターネットプロトコル電話端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

２　インターネットプロトコル電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十二条の八　インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

（特殊なインターネットプロトコル電話端末）

第三十二条の九　インターネットプロトコル電話端末のうち、第三十二条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

別表第四号　移動電話端末の送出電力の許容範囲（第 30 条関係）

項目	移動電話端末の送出電力の許容範囲
送出電力	－８dBm（平均レベル）以下で、かつ、０dBm（最大レベル）を超えないこと。

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と移動電話用設備との接続点において、アナログ信号を入出力する二線式接続に変換し、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

３　dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

別表第五号　インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力（第 32 条の８、第 34 条の６関係）

項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	－３dBm（平均レベル）以下

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）とする。

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

３　dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件（平成五年郵政省告示第六百十号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条及び第三十四条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定める。

次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

五　無線設備規則第四十九条の六の三及び第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設	規則第十八条第一号	中欄に掲げる規定にかかわらず、発信に際して相手の端末設備からの応答

備を使用する移動電話端末等（四の項に掲げるものを除く。）		を自動的に確認する場合にあって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後二分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。
	規則第十八条第二号	中欄に掲げる規定にかかわらず、自動再発信を行う場合にあっては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあっては、別の発信とみなす。
	規則第二十一条	中欄に掲げる規定を適用しない。
	規則第二十二条第一号	中欄に掲げる規定にかかわらず、移動電話用設備からの位置情報が移動電話端末に記憶されているその情報と一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、移動電話用設備からの指示があった場合、又は利用者が移動電話端末を操作した場合にあっては、この限りではない。
	規則第二十四条	中欄に掲げる規定にかかわらず、移動電話用設備から指定された条件に基づき、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の指定された制御チャネルの受信レベルについて検出

		を行い、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の受信レベルが移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を移動電話用設備に通知するものであること。
	規則第二十五条	中欄に掲げる規定にかかわらず、通話チャネル送信停止指示について移動電話用設備からの指示があった場合には、同条に規定する確認をする信号の送出は要しない。
	規則第二十九条第一号	中欄に掲げる規定を適用しない。ただし、移動電話端末が移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外すことができる機能を有しない場合は、この限りではない。
	規則第三十条	中欄に掲げる規定を適用しない。

○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件（平成二十三年郵政省告示第八十七号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の七及び第三十四条の八の規定に基づき、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

五　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末は、別表第五号の条件とする。

別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末

第４　無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

１　基本的機能

⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。

⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

2　発信時の制限機能

発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後 2 分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。

3　送信タイミング

無線設備規則第 49 条の 6 の 9 の伝送設備（同規則第 49 条の 6 の伝送設備により中継される場合を含む。以下第 4 において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130 ナノ秒の範囲であること。

4　ランダムアクセス制御

⑴　伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13 サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に送信許可信号を伝送設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、伝送設備から指定された 6 サブフレーム又は 7 サブフレーム後に情報の送信を行うこと。

⑵　⑴において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び⑴の動作を行うこととする。この場合において、再び⑴の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、200 回を超えないこと。

5　タイムアラインメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

6　位置登録制御

伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

7　送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、確認をする信号の送出は不要とする。

8　受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知すること。

9　端末固有情報の変更を防止する機能

⑴　端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

⑵　端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

⑶　端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

10　その他

端末設備等規則第 22 条第 2 号、第 23 条及び第 26 条から第 28 条までに規定する機能と同等の機能を備えること。